



2025年2月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

2024年7月12日

上場会社名 スローガン株式会社 上場取引所 東
コード番号 9253 URL <https://www.slogan.jp/>
代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 仁平 理斗
問合せ先責任者 (役職名) 取締役副社長 (氏名) 北川 裕憲 TEL 03 (6434) 9754
四半期報告書提出予定日 2024年7月12日 配当支払開始予定日 —
四半期決算補足説明資料作成の有無：有
四半期決算説明会開催の有無：有

(百万円未満切捨て)

1. 2025年2月期第1四半期の連結業績（2024年3月1日～2024年5月31日）

(1) 連結経営成績（累計）

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する 四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2025年2月期第1四半期	542	12.5	231	54.9	228	56.0	152	59.5
2024年2月期第1四半期	481	△12.2	149	△35.3	146	△37.6	95	△36.7

(注) 包括利益 2025年2月期第1四半期 152百万円 (59.7%) 2024年2月期第1四半期 95百万円 (△36.7%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2025年2月期第1四半期	57.78	56.73
2024年2月期第1四半期	36.17	35.30

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2025年2月期第1四半期	2,101	1,584	75.4
2024年2月期	1,968	1,438	73.1

(参考) 自己資本 2025年2月期第1四半期 1,584百万円 2024年2月期 1,438百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2024年2月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2025年2月期	—	—	—	—	—
2025年2月期（予想）	—	0.00	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無：無

3. 2025年2月期の連結業績予想（2024年3月1日～2025年2月28日）

(%表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属 する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	1,450	2.2	180	16.0	175	15.6	116	27.7	44.10

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無：無

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）：無
新規 ー社（社名）ー、除外 ー社（社名）ー

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用：有

（注）詳細は、添付資料P. 8「2. 四半期連結財務諸表及び主な注記（3）四半期連結財務諸表に関する注記事項（四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用）」をご覧ください。

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2025年2月期1Q	2,748,875株	2024年2月期	2,748,375株
② 期末自己株式数	2025年2月期1Q	111,847株	2024年2月期	100,047株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	2025年2月期1Q	2,642,718株	2024年2月期1Q	2,646,944株

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

（将来に関する記述等についてのご注意）

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項等については、添付資料P. 4「1. 当四半期決算に関する定性的情報（3）連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

（四半期決算説明会及び四半期決算説明資料の入手方法）

当社は、2024年7月12日（金）17:00から四半期決算説明会を開催する予定となっております。本四半期決算説明会はLIVE配信により実施予定となっております。下記URLからご視聴いただけます。詳細につきましては当社ホームページ（<https://www.slogan.jp/ir/>）もご覧ください。また、当日使用する四半期決算説明資料はTDnetで本日開示するとともに、当社ホームページにも掲載しております。

<視聴URL>

<https://us06web.zoom.us/j/86717619964>

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	4
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	4
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	5
(1) 四半期連結貸借対照表	5
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	6
四半期連結損益計算書	
第1四半期連結累計期間	6
四半期連結包括利益計算書	
第1四半期連結累計期間	7
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	8
(継続企業の前提に関する注記)	8
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	8
(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)	8
(セグメント情報)	8
(重要な後発事象)	8

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当社グループの事業領域であるスタートアップ・ベンチャー企業をはじめとした新産業領域^(注)における人的資本を取り巻く環境では、政府が掲げる「新しい資本主義」において、スタートアップの育成及び人への投資の抜本的強化が重点戦略の中に位置づけられており、スタートアップの育成が日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会課題を解決する鍵であるとして、2022年11月28日に「スタートアップ育成5か年計画」が発表されました。政府はその中の3本柱のひとつとして、「スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築」を掲げており、人的資本の重要性が高まっております。さらに、2022年3月に提言された経団連の「スタートアップ躍進ビジョン～10X10Xを目指して～」においても、5年後までに起業数10倍、成功レベル10倍（ユニコーン企業数約100社・デカコーン企業数2社以上）が成長目標に据えられ、そのために起こすべき7つの変化の一つが「人材の流動化、優秀人材をスタートアップエコシステムへ」とされております。このように、少子高齢化・人口減少による経済停滞という社会課題を解決するための重点投資領域として、「人」と「スタートアップ・ベンチャー企業」が位置づけられ、今後さらに取り組みが強化されていく中で、当社グループの事業機会もより拡大していくものと考えております。

このような経営環境の中、当社グループは、「人の可能性を引き出し 才能を最適に配置することで 新産業を創出し続ける。」というミッションを掲げ、新産業領域における人材の最適配置を中心として、人の持つ可能性に着目した「新産業領域における才能の最適配置を目指すプラットフォーム」を提供してまいりました。

当第1四半期連結累計期間において、売上高は前年同期比12.5%増加となりました。これは、キャリアサービス分野が前年同期比13.3%増加、メディア・SaaS分野が6.9%増加したことによるものです。キャリアサービス分野では、2024年卒業学生にかかる人材紹介手数料収入が増加したことなどにより、新卒学生向け厳選就活プラットフォーム「Goodfind」を含む学生向けサービスが前年同期比12.4%増加となったこと、社会人向けサービスにおいても求職者と求人企業のマッチングが順調に推移し前年同期比30.1%増加となったことにより、前年同期比13.3%増加となりました。メディア・SaaS分野では、若手イノベーション人材向けビジネスメディア「FastGrow」の掲載収入が増加したことにより、前年同期比6.9%増加となりました。販売費及び一般管理費については、前期から一人当たり営業利益の向上及び収益性改善を目指し人員計画の見直し等を行った結果、前年同期比4.3%減少となりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間における当社グループの経営成績は、売上高542,088千円（前年同期比12.5%増）、営業利益231,581千円（同54.9%増）、経常利益228,580千円（同56.0%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益152,705千円（同59.5%増）となりました。

(注) 「新産業領域」とは、スタートアップ・ベンチャー企業における新規事業やイノベーションへの取り組みのみならず、大企業におけるビジネスモデル革新やイノベーション探索等のトランスフォーメーション及び中堅・中小企業における事業承継型の経営革新を含む領域として当社で定義しております。

なお、当社グループは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、売上高については、キャリアサービス分野及びメディア・SaaS分野を事業部門として区分し、さらに、キャリアサービス分野は、学生向けサービス及び社会人向けサービスに細分化して分析しております。

事業部門	前第1四半期連結累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)	前年同期比(%)
キャリアサービス分野	423,986	89.0	480,390	113.3
学生向けサービス	401,749	87.3	451,465	112.4
社会人向けサービス	22,237	136.7	28,925	130.1
メディア・SaaS分野	57,734	80.0	61,697	106.9
合計	481,721	87.8	542,088	112.5

また、2024年5月30日に提出した有価証券報告書の「第2 事業の状況 3 事業等のリスク (2) 事業内容に関するリスク ⑦業績の季節的変動について」に記載のとおり、当社グループの売上高構成比が最も大きく、主要事業である「Goodfind」においては、顧客企業の新卒学生向けの採用活動が活発に行われる時期に売上が集中いたします。さらに、新卒学生に係る人材紹介手数料については、入社日基準により売上高を認識しているため、新卒学生の多くが入社する4月に売上高が集中いたします。この結果、第1四半期に売上高及び営業利益が集中する傾向にあります。

各四半期連結会計期間の推移は次のとおりであります。

前連結会計年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

（単位：千円）

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間	通期
売上高	481,721	346,750	284,428	305,495	1,418,396
営業利益または 営業損失（△）	149,478	40,642	△28,892	△5,831	155,396

当連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

（単位：千円）

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間	通期
売上高	542,088	—	—	—	—
営業利益	231,581	—	—	—	—

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は2,101,802千円となり、前連結会計年度末に比べ133,729千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が162,418千円増加した一方で、前連結会計年度末に履行した売掛金の回収額が当第1四半期連結会計期間に発生した増加額を上回ったことにより11,935千円減少したこと、自己株式の取得に伴い買付資金としての預け金が減少したことなどにより、預け金を含むその他流動資産が14,368千円減少したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は517,542千円となり、前連結会計年度末に比べ11,588千円減少いたしました。これは主に、未払法人税等が58,921千円、未払消費税等が34,015千円増加した一方で、未払金が37,093千円、前受金が68,336千円減少したことによるものであります。

未払法人税等の増加は、第1四半期連結会計期間に中間納付が発生しないことに加え、税金等調整前四半期純利益の計上に伴い課税所得が発生していることによるものであります。未払金の減少は、主に前連結会計年度末に年間利用料の計上が集中し、当第1四半期連結会計期間に支払いを行ったことによるものであります。前受金の減少は、主に前連結会計年度末に計上されていた人材紹介手数料に係る前受金を、当第1四半期連結会計期間の4月に集中する対象者の入社により売上高に振替えたことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は1,584,259千円となり、前連結会計年度末に比べ145,318千円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益152,705千円を計上したことによるものであります。また、2024年1月12日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の公開買付けによって、前連結会計年度末から当第1四半期連結会計期間末までに自己株式の取得7,702千円を実行いたしました。

この結果、自己資本比率は75.4%（前連結会計年度末は73.1%）となりました。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

連結業績予想につきましては、2024年4月12日の「2024年2月期 決算短信」で公表いたしました通期の連結業績予想に変更はありません。なお、2025年2月期の連結業績予想に与える新型コロナウイルス感染症の影響は、軽微であると考えております。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (2024年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,650,036	1,812,454
売掛金	97,717	85,781
貯蔵品	1,144	2,049
前払費用	27,472	27,519
その他	49,021	34,653
流動資産合計	1,825,391	1,962,457
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品(純額)	581	543
有形固定資産合計	581	543
無形固定資産		
ソフトウェア	901	794
無形固定資産合計	901	794
投資その他の資産		
投資有価証券	127,884	124,800
差入保証金	8,062	8,062
繰延税金資産	5,251	5,143
投資その他の資産合計	141,198	138,007
固定資産合計	142,681	139,344
資産合計	1,968,072	2,101,802
負債の部		
流動負債		
未払金	74,696	37,603
未払費用	7,381	8,171
未払法人税等	16,953	75,874
未払消費税等	11,435	45,450
前受金	412,075	343,738
その他	6,588	6,702
流動負債合計	529,131	517,542
負債合計	529,131	517,542
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,015	15,070
資本剰余金	1,003,249	1,003,305
利益剰余金	481,967	634,673
自己株式	△61,515	△69,217
株主資本合計	1,438,717	1,583,831
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	224	427
その他の包括利益累計額合計	224	427
純資産合計	1,438,941	1,584,259
負債純資産合計	1,968,072	2,101,802

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書
(四半期連結損益計算書)
(第1四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)
売上高	481,721	542,088
売上原価	18,221	9,918
売上総利益	463,500	532,169
販売費及び一般管理費	314,021	300,588
営業利益	149,478	231,581
営業外収益		
雑収入	38	558
営業外収益合計	38	558
営業外費用		
支払利息	1	—
持分法による投資損失	2,519	1,396
投資事業組合運用損	488	2,048
雑支出	—	114
営業外費用合計	3,009	3,559
経常利益	146,507	228,580
税金等調整前四半期純利益	146,507	228,580
法人税等	50,754	75,874
四半期純利益	95,752	152,705
非支配株主に帰属する四半期純利益	—	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	95,752	152,705

(四半期連結包括利益計算書)
(第1四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)
四半期純利益	95,752	152,705
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	203
その他の包括利益合計	—	203
四半期包括利益	95,752	152,909
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	95,752	152,909
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

なお、「法人税、住民税及び事業税」及び「法人税等調整額」を「法人税等」として一括掲記しております。

(セグメント情報)

当社グループは、新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

(第9回新株予約権)

当社は、2024年5月29日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を含む。）及び従業員に対し、ストック・オプションとして第9回新株予約権を発行することを決議し、2024年6月28日に発行いたしました。その内容は以下のとおりであります。

決議年月日	2024年5月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社従業員 106（注）5
新株予約権の数（個） ※	1,520（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 152,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	660（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2026年6月29日 至 2034年5月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 660 資本組入額 330
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4

※ 新株予約権の発行時（2024年6月28日）における内容を記載しております。

（注）1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、660円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりとする。

- ① 本新株予約権者は、新株予約権者が割当日から継続して当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員として在籍していることを条件として、本新株予約権者が交付を受けた本新株予約権のうち、以下の各号に掲げる期間において、各号記載の割合を限度として本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、本新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員として地位を喪失した場合、以降、当該地位の喪失時点において行使可能な本新株予約権のみ行使可能とする。なお、本新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数の計算において1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
 - (ア) 割当日から1年を経過後、1年6か月までの期間：本新株予約権の20%
 - (イ) 割当日から1年6か月を経過後、2年までの期間：本新株予約権の40%
 - (ウ) 割当日から2年を経過後、2年6か月までの期間：本新株予約権の60%
 - (エ) 割当日から2年6か月を経過後、3年までの期間：本新株予約権の80%
 - (オ) 割当日から3年経過後：本新株予約権の100%
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 新株予約権者が、以下の各号のいずれかに該当した場合は、本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (ア) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (イ) 新株予約権者が会社又はその関係会社（会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又はその関係会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - (ウ) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又はその関係会社の信用を毀損した場合
 - (エ) 新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - (オ) 新株予約権者が会社又はその関係会社の監査役の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、新株予約権者が監査役としての忠実義務等会社又はその関係会社に対する義務に違反した場合

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりとする。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。た

だし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
(ア) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
(イ) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
5. 当社従業員には、出向者を含みます。

(第10回新株予約権)

当社は、2024年5月29日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の社外協力者に対し、ストック・オプションとして第10回新株予約権を発行することを決議し、2024年6月28日に発行いたしました。その内容は以下のとおりであります。

決議年月日	2024年5月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社社外協力者 1
新株予約権の数（個） ※	5（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	660（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2026年6月29日 至 2034年5月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 660 資本組入額 330
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4

※ 新株予約権の発行時（2024年6月28日）における内容を記載しております。

（注）1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株

とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、660円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりとする。

- ① 本新株予約権者は、新株予約権者が割当日から継続して当社と継続的な業務委託関係が存続していることを条件として、本新株予約権者が交付を受けた本新株予約権のうち、以下の各号に掲げる期間において、各号記載の割合を限度として本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、本新株予約権者が当社の業務委託関係者としての地位を喪失した場合、以降、当該地位の喪失時点において行使可能な本新株予約権のみ行使可能とする。なお、本新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数の計算において1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(ア) 割当日から1年を経過後、1年6か月までの期間：本新株予約権の20%

(イ) 割当日から1年6か月を経過後、2年までの期間：本新株予約権の40%

(ウ) 割当日から2年を経過後、2年6か月までの期間：本新株予約権の60%

(エ) 割当日から2年6か月を経過後、3年までの期間：本新株予約権の80%

(オ) 割当日から3年経過後：本新株予約権の100%

- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- ⑤ 新株予約権者が、以下の各号のいずれかに該当した場合は、本新株予約権の行使を行うことはできない。

(ア) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

(イ) 新株予約権者が会社又はその関係会社（会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又はその関係会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

- (ウ) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又はその関係会社の信用を毀損した場合
- (エ) 新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりとする。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
 - (ア) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (イ) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。